大阪府特定健診情報等連携促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大阪府の特定健診実施率向上及び事業主が健康づくりに取り組みやすい職場環境を整備する一環として、府は事業主が実施した従業員等の健康診断結果の情報連携を促進するため、予算の定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第７条第２項に規定する保険者に大阪府特定健診情報等連携促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助対象者は、次の各号をすべて満たす保険者とする。

（１）事業所規模（被保険者数）が50人未満の加入事業所が府内に所在する保険者

（２）令和６年度に加入事業主に対して高確法第27条第３項に基づく提供依頼をしている保険者

２　前項によらず次のいずれかに該当する者は対象者としない。

（１）暴力団（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）

第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

（３）代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

（補助対象事業）

第３条　補助対象は、次に掲げる（１）及び（２）を実施する事業とする。

（１）特定健診を含む従業員の生活習慣病対策に関する電話確認

ア　事業主が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に基づき実施した従業員の健康診断結果を保管しているかを確認し、その健診結果のうち特定健診項目に関する情報について、高確法第27条の規定に基づき保険者にデータ連携を促すこと。

イ　電話勧奨により、健康診断結果の提供が可能である旨の回答があった場合は、一定期間後に進捗の確認をすること。

（２）（１）の電話確認時における、健康診断結果の情報提供が進まない理由の把握

事業主がこれまで健康診断結果を保険者へ提供していなかった要因や今後も同結果の提供ができない旨の回答があった場合は、その理由を可能な限り聴取し、事業成果報告書（様式第４－４号（個票））に記録すること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、別表１の第２欄に定める経費とする。

（交付額の算定方法）

第５条　交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（１）別表１の第１欄に掲げる補助基準額と前条に規定する経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（３）（２）により選定された額に別表１の第３欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（４）予算の範囲を超えて複数の交付申請があった場合は、事業計画書を精査して勧奨予定の加入事業所数に応じて別表１の第１欄に掲げる補助基準額を按分した額を（１）における補助基準額とし、予算の範囲内で交付する。

（事業計画書等の策定）

第６条　補助金の交付を受けようとする保険者は、利用計画書（様式第１号）及び事業支出予定額明細書（兼収入支出予算見込書（抄本））（様式第１－２号）を知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

（経費配分の軽微な変更等）

第７条　規則第６条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、経費の20パーセント以内での変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号又は第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、事業変更計画書（様式第２号）及び事業変更支出予定額明細書（様式第２－２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請）

第８条　規則第４条第１項の申請は、交付申請書（様式第３号）を知事に提出することにより行われなければならない。

２　前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）補助金所要額調書（様式第３－２号）

（２）事業収支予定額明細書（兼収入支出予算見込書（抄本））（様式第３－３号）

（３）利用計画書（様式第３－４号）

（４）要件確認申立書（様式第３－５号）

（５）暴力団等審査情報（様式第３－６号）

（６）その他知事が必要と認める書類

３　第２項の交付申請書は毎年知事が定める日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第９条　知事は、補助金の交付申請があったときは、当該書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付を受けようとする補助対象者に対し通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条　補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更するものとする。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　前項の規定により補助金の交付の決定を取消す場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

（１）補助金の交付の決定を受けた者が、第２条に定める対象者の要件を欠くに至った場合

（２）補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を遂行することができない場合

（申請の取下げ）

第11条　補助金の交付の申請をした者は、いつでも当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金交付条件）

第12条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日の属する年度の終了後）10年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（４）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（５）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続きに準拠しなければならない。

（９）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（10） 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

（実績報告等）

第13条　規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第４号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。

２　規則第12条の知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）補助金精算書（様式第４－２号）

（２）事業収支実績額明細書（兼収入支出決算書（抄本））（様式第４－３号）

（３）事業成果報告書（様式第４－４号）

（４）実施を証明する根拠資料

（５）その他参考となる資料

（補助金の交付）

第14条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付請求書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第15条　補助対象者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（検査）

第16条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助対象者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他必要な事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和６年８月２日から施行する。

別表１（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　補助基準額 | ２　補助対象経費 | ３　補助率 |
| １保険者当たり  ８，３１４千円 | 補助対象事業を実施するための電話勧奨にかかる経費、電話勧奨のトークスクリプト作成経費、聴取内容のとりまとめにかかる経費（委託費、人件費、役務費、消耗需用費等） | １／２ |